入札説明書

1 公告

公告日	平成30年11月19日(月)
公告内容	条件付一般競争入札の実施について
契約者	米子市
	〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
担当部課	米子市総務部契約検査課
	電話 0859-23-5364

2 発注業務の概要

業務名	一般廃棄物収集運搬業務	
業務内容	市が定める委託収集計画に従い、指定された収集区域内の土地又は建物の占有	
	者によって集積場所に持ち出された可燃ごみ及び古紙類を、指定された日時に収	
	集し、並びに指定された場所に運搬し、及び搬入する。	
	※詳細については、別に定める仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり	
業務期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)	

3 入札参加資格者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第1号から第3号までに規定する委託基準に適合すると認められる共同企業体で、次の表の中欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす者とする。

	카나	入札参加申込み日までに、共同企業体協定書を構成員間
.,	設立根拠	で締結することによって設立されたものであること。
共同	必要とする構成員数	3者以上であること。
企業体とし		平成30年11月19日(以下「公告日」という。) 現在
体	44.1年4.44	において、構成員全員が、米子市における一般廃棄物収集
	構成要件	運搬許可業者(塵芥収集運搬に限る。)又は一般廃棄物収集
ての		運搬業務受託業者であること。
の条件		平成29年度において米子市クリーンセンターに搬入し
	構成員の一般廃棄物	た一般廃棄物の量が、共同企業体の構成員の合算値で30
	収集運搬業務の実績	0トン以上であること。
構	主たる事業所の所在地	公告日時点において、米子市内にあること。
成員とし	重複禁止	本件入札において、他の共同企業体の構成員でないこと。
ا ک	\$4 \$24 JUST	公告日時点において、破産法(平成16年法律第75号)
7		の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成1
の条件	経営状況	4年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て
件		又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定によ

	る再生手続開始の申立てがなされていないこと。
	入札参加申込み日時点において、市税その他本市への納
納付金の滞納状況	付金並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
	ただし、入札日前日までに完納すれば可とする。
	入札参加申込み日時点において、次に掲げる条件の全て
	を満たした者であること。
	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法
	律第137号)第7条第5項第4号イからヌまでのい
	ずれにも該当していないこと。
7. 0. lih	(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により入
その他	札参加資格を有しない者でないこと。
	(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
	(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴
	力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号
	に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有
	する者を経営に関与させていないこと。

4 入札説明書の交付

交付場所	(1) 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課
	(2) 米子市ホームページ
	公告日から平成30年12月28日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに
交付期間	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
	の午前9時から午後5時まで

5 契約条項を示す場所及び日時

場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課
日時	公告日から平成30年12月28日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに
	国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

6 入札説明会の日時及び場所

日時	平成30年11月29日(木)午後1時30分
場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所旧庁舎3階605会議室
参加人数	参加人数は、1者につき、1名とする。

7 入札参加申込みの期限等

申込期限	平成30年12月10日(月)午後4時	
------	--------------------	--

	〒683-8686
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課
	電話 0859-23-5364
	(1) 入札参加申込書 (様式第1号)・・・1部
	(2) 共同企業体協定書の写し (様式第2号)・・・1部
	(3) 市税等納付確認同意書 (様式第3号)・・・全構成員分各1部。
	(4) 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の納税証明書(入札参加申込み日
	前3か月以内に発行されたものに限る。)・・・全構成員分各1部。納税証明
	書の様式としては、「その3」、「その3の2(個人用)」、「その3の3(法人
	用)」の3種類があるので、そのいずれかを提出すること。
	(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでの
 提出書類	いずれにも該当していない旨の申告書 (様式第4号)・・・全構成員分各1
近山音規	部
	(6) 財務諸表(直近2年分のもの)・・・全構成員分各1部。入札参加申込み
	日時点において、決算を終えている直近2年分の決算書(貸借対照表及び損
	益計算書を含む。)の写しを提出すること。
	なお、個人にあっては、直近2年分の所得税確定申告時における申告書(
	控え)の写しを提出すること。
	(7) 役員等調書兼照会承諾書 (様式第5号)・・・全構成員分各1部。
	※(4)及び(7)については、米子市の入札参加有資格者として登録されて
	いる場合は、重ねて提出することを要しない。

8 本件入札に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部契約検査課
	ファクシミリ 0859-23-5368
	※質問事項を記載した書面(様式第6号)をファクシミリで
	送付すること。
質問期限	平成30年12月10日(月)午後4時
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には掲載はしない。

9 入札日等

入札日	平成30年12月28日(金)午後2時	
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地	
	米子市役所本庁舎2階202会議室	
入札保証金	免除	
	持参のこと。	
入札書の提出	郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99	
	号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特	
	定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出は、認め	

	ない。
	入札書 (様式第7号)、委任状 (様式第8号) 及び辞退届 (様式第9号) の書
入札書等	式は、本件入札について、米子市ホームページに掲載した様式を使用すること。
の書式	※代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状(受任者の意思が明確
	であるものに限る。)を提出すること。
最低制限価格	予定価格(非公表)の10分の9に相当する額の最低制限価格を設定する。
	(1) 持参物
	アー入札書(様式第7号)
	イ 委任状 (代理人が入札する場合) (様式第8号)
	ウ 印章 (代理人の場合は、代理人の印章。なお、ゴム製のものは、不可)
	エ 筆記用具(鉛筆は不可)
	オー辞退する場合の辞退届(様式第9号)
	(2) 入札書・委任状・辞退届の記入方法
	別紙記載例のとおり
	(3) 落札者の決定
	ア 最低制限価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札者を失格と
	し、予定価格の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって
	入札した者を落札者とする。
	なお、入札に際し、最低制限価格を下回った場合でも、当該入札書は落
入札の手順	札に至らなかったものとして取り扱い、入札参加資格を喪失するものでは
	ない。よって、仮に第1回目の入札で全員が落札に至らなかった場合、第
	2回目の入札には参加できる。
	イ 落札者がなかった場合は、引き続き、再度入札を行う。入札は、最高3
	回まで行う。
	ウ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第1
	67条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合に
	おいて、くじを辞退することはできない。
	エ 入札執行を3回まで行っても落札者がなかった場合には、地方自治法施
	行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、示談による随意契約を
	することがある。
	オ 入札結果(入札者名、入札金額等)は、入札後に一般公開予定のため、
	プログラス アルカス アルカイ アルカー は、アルカー ルンボール でしため、 ご了承ください。
	(1) 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に加わるこ
	とはできない。
その他	(2) 入札執行時には、1入札者当り1名のみ入札場所に入室できるものとす
	る。
· C V/IIL	(3) 入札者が1入札者であっても、入札を執行するものとする。
	(4) 入札書には、記名押印すること。
	(5) 入札金額は、算用数字を使用して記入すること。

- (6) 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできない。
- (7) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の 入札は、無効とする。
- (8) 2人以上の入札者の代理をした者の入札は無効となる。
- (9) 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができる。

10 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課(電話0859-23-53 64・ファクシミリ0859-23-5368)とする。
- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入れ事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず入札に参加することができるとは限らない。
- (4)入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (5) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則及び米子市 会計規則に定める規定に基づき執行する。

<参考>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五 年を経過しない者
 - ハ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 二 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた

日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- へ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者の あるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

○地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第 一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると 認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことがで きる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また

同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しく は数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の 事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を 契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。